最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年一月二十四日

最高裁判所

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第二項中「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に改め、同条第四項第十一号を同項第十三号とし、同項第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容）

第二十三条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四　再就職の約束をした日以前の職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

第二十三条第四項に次の一号を加える。

十四　法第百六条の二第二項第三号に規定する組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に職員となった後に行われたものに限る。以下この号及び第二十六条第三項第十三号において「法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助の内容（法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助がなかった場合には、その旨）

第二十三条第五項中「管理職職員」を「法第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員（以下「管理職職員」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第三項の規定は、法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした管理職職員であった者（離職後二年を経過しない者に限り、法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。）について準用する。この場合において、第三項中「届出に」とあるのは「法第百六条の二十三第一項の規定による届出に」と、「約束が効力を失った」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなった」と、「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、最高裁判所」と読み替えるものとする。

第二十六条第二項中「法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした者（管理職職員であった者であって、離職後二年を経過しない者に限る。）及び」を削り、「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に、「第四項第六号から第九号まで」を「第二十六条第三項第七号から第十号まで」に改め、「とき」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　法第百六条の二十四第一項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の官職

四　職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五　離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

六　離職日

七　再就職予定日

八　再就職先の名称及び連絡先

九　再就職先の業務内容

十　再就職先における地位

十一　求職の承認の有無

十二　法第百六条の二第二項第三号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無

十三　法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助の内容（法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助がなかった場合には、その旨）

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（最高裁判所への事後の再就職の届出）

第二十九条　第二十六条第一項の規定は法第百六条の二十四第二項の規定による届出をしようとする管理職職員であった者について、第二十六条第三項の規定は法第百六条の二十四第二項の最高裁判所規則で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第二十六条第三項第七号中「再就職予定日」とあるのは、「再就職日」と読み替えるものとする。

（最高裁判所による公表）

第三十条　最高裁判所は、毎年度、法第百六条の二十三第三項の規定による通知（当該通知に係る者が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失っていない場合に限る。）及び法第百六条の二十四の規定による届出を受けた事項について取りまとめ、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第百六条の二十三第三項の規定による通知に係る者　次に掲げる事項

イ　氏名

ロ　離職時の年齢

ハ　離職時の官職

ニ　約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ホ　再就職の約束をした日

ヘ　約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容）

ト　離職日

チ　再就職日又は再就職予定日

リ　再就職先の名称

ヌ　再就職先の業務内容

ル　再就職先における地位

ヲ　求職の承認の有無

ワ　法第百六条の二第二項第三号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無

二　法第百六条の二十四の規定による届出に係る者　次に掲げる事項

イ　氏名

ロ　離職時の年齢

ハ　離職時の官職

ニ　離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ホ　離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

ヘ　離職日

ト　再就職日又は再就職予定日（法第百六条の二十四第二項の規定による届出に係る者にあっては、再就職日）

チ　再就職先の名称

リ　再就職先の業務内容

ヌ　再就職先における地位

ル　求職の承認の有無

ヲ　法第百六条の二第二項第三号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無

第三十三条を次のように改める。

（在職機関の公表事項）

第三十三条　法第百六条の二十七第四号の最高裁判所規則で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第百六条の二十三第一項の規定による届出に係る者　次に掲げる事項

イ　離職時の年齢

ロ　離職時の官職

ハ　約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ニ　再就職の約束をした日